

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月12日(火)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員
4番	布施	陽子	委員	5番	高	品	文	敬	委員
6番	椎	名	寛	委員	7番	布施	行	雄	委員
8番	小林	須美子	委員	9番	太	田	憲	一	委員
10番	大木	武一	委員	11番	鈴木		茂		委員
13番	石田	利之	委員	14番	安	藤	幸	春	委員
15番	穴澤	久男	委員	16番	伊	藤	栄	治	委員
17番	渡	邊	弘	仁					委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

20番	布施	利雄	委員	21番	加	瀬	安	男	委員			
22番	並	木	昭	男	委員	23番	鎌	形	豊	委員		
24番	山	崎	幸	治	委員	25番	塚	本	繁	雄	委員	
26番	木	原	正	勝	委員	27番	江	波	戸	和	男	委員
28番	寺	本	利	幸	委員	29番	石	橋		誠	委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

12番 佐藤正剛 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊藤輝夫 委員 19番 秋山菊次 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第2号 令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 4件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 　　ただ今から令和3年1月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議 長 　　本日の出席農業委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

　　お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

　　(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議なしと認めます。

　　よって議事録署名委員は、15番穴澤久男委員、16番伊藤栄治委員を指名いたします。

　　以上で日程第1を終わります。

議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月8日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

10番 　　農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月8日午後1時30分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地農政委員会を開催いたしました。

　　内容につきましては、令和2年12月15日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしまし

た。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月8日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年12月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第

6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、江波戸和男委員と伊藤栄治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号6番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の利用権設定関係の番号6番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号6番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号6番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の利用権設定関係の番号6番について、採決に入ります。

議案第2号の利用権設定関係の番号6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号9番と10番について、審議・採決いたします。伊藤栄治委員は退席をお願いします。

(伊藤栄治委員 退席)

議 長 伊藤栄治委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号9番と10番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の所有権移転関係の番号9番と10番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号9番と10番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号9番と10番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の所有権移転関係の番号9番と10番

について、採決に入ります。

議案第2号の所有権移転関係の番号9番と10番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(伊藤栄治委員 着席)

議 長 伊藤栄治委員が着席しましたので、引き続き「令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
利用権設定関係の番号6番及び所有権移転関係の番号9番と10番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号6番及び所有権移転関係の番号9番と10番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号6番及び所有権移転関係の番号9番と10番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、利用権設定関係の番号6番及び所有権移転関係の番号9番と10番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、利用権設定関係の番号6番及び所有権移転関係の番号9番と10番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番、3番及び4番は、利用権
設定に関する件であります。番号2番及び番号5番から9番までは、所有権
移転に関する件であります。

なお、この内、番号3番と4番は、議案第5号の番号1番の一時転用許可
に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件の知事の処分に併せて取
り扱うこととなります。

【議案第3号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

5 番 番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ
れはないと思います。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

1 6 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決すると共に、番号3番と4番については、知事の処分に併せて会長専決とすることことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、申請者は、申請地の一部に農業用倉庫の建設し、残りの一部を農業用資材置場として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 番号1番について、申請者は、これまで実家敷地内にある倉庫に農器具を格納しておりますが、既存施設は手狭で、また、敷地内に資材を保管するスペースも無いことから、自宅に隣接する申請地に農業用の倉庫建設と資材置場として利用しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆計1,462㎡の内2,095㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑1,573㎡の内335.56㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

16番 番号2番について、譲受人は、申請地に隣接する実家にて両親と生活しておりますが、この度、譲受人が生活するための専用住宅を申請地に建築をしようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号について採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が4件、利用権の中途解約に係る通知が3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第2号 令和2年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	9 件
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	2 件
報告事項 (1)農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	4 件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	3 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 3 年 1 月 1 2 日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。